

# 利 用 上 の 注 意

## 1 調査の目的

2015年農林業センサスは、平成27年を調査年とする農林業構造統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）で、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

## 2 調査の対象

農林業経営体調査においては、規定（6 用語の解説「農林業経営体」参照）に該当するすべての農林業経営体（試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く。）を対象とした。

## 3 調査期日

平成27年2月1日現在で実施した。

## 4 調査方法

農林業経営体調査においては、農林水産省―県―市町村―指導員―調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計調査（状況に応じて調査員が報告者の報告を補助することを妨げない。）により実施した。

なお、政府統計共同利用システムによるオンライン調査の導入を希望した市町村については、オンラインによる回答も可能とした。

県内該当市町村：王寺町

## 5 数値について

- (1) 本書の数値は、後日、農林水産省が公表する確定した数値と相違する場合がある。
- (2) 概要及び統計表の数値については、各単位ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。
- (3) 表中に用いた記号は下記のとおりである。

「－」・・・事実のないもの

「…」・・・事実不詳又は調査を欠くもの

「0」・・・単位に満たないもの

「△」・・・減少したもの

「X」・・・個人、法人又はその他の団体の個々の秘密に属する事項を秘匿するため、統計数値を公表しないもの

## 6 用語の解説

### 【農林業経営体】

#### 1 農林業経営体

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業
- (2) 農産物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の規模の農業

①露地野菜作付面積	15 a
②施設野菜栽培面積	350 m <sup>2</sup>
③果樹栽培面積	10 a
④露地花き栽培面積	10 a
⑤施設花き栽培面積	250 m <sup>2</sup>
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭
⑦肥育牛飼養頭数	1 頭
⑧豚飼養頭数	15 頭
⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽
⑪その他	

調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

- (3) 権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林(以下「保有山林」という。)の面積が3 ha以上の規模の林業(調査実施年を計画期間に含む「森林施業計画」若しくは「森林施業計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林又は伐採を実施した者に限る。)
- (4) 農作業の受託の事業
- (5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業(ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200m<sup>2</sup>以上の素材を生産した者に限る。)

農業経営体

農林業経営体の規定のうち、(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

林業経営体

農林業経営体の規定のうち、(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

家族経営体

1世帯(雇用者の有無は問わない。)で事業を行う者をいう。  
なお、農家が法人化した形態である一戸一法人を含む。

組織経営体

世帯で事業を行わない者(家族経営体でない経営体)をいう。

農家以外の農業事業体(販売目的)

農業経営体のうち、調査期日現在で10 a 以上の経営耕地を有するか、あるいは経営耕地面積が10 a 未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上であり、かつ、農産物の販売により農業収入を得ることを直接の目的とする組織経営体をいう。

## 2 組織形態別

法人化している (法人経営体)	農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう(一戸一法人は含む。)
農事組合法人	農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
会社	次のいずれかに該当するものをいう。
株式会社	会社法(平成17年法律第86号)に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。
合名・合資会社	会社法に基づき、合名会社または合資会社の組織形態をとっているものをいう。
合同会社	会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。
各種団体	次のいずれかに該当するものをいう。
農協	農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織(経済連等)が該当する。
森林組合	森林組合法(昭和53年法律第36号)に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
その他の各種団体	農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、または森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体が該当する。林業公社(第3セクター)もここに含める。
その他の法人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人、医療法人などが該当する。
地方公共団体・ 財産区	地方公共団体とは、都道府県及び市区町村をいう。 財産区とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。

### 【農業経営体】

#### 1 農業経営組織別

単一経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。
準単一複合経営 経営体	単一経営経営体以外で、農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいう。
複合経営経営体	単一経営経営体以外で、農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額6割未満(販売のなかった経営体を除く。)の経営体をいう。

## 2 土地

### 経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

経営耕地＝所有地（田、畑、樹園地）－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地

#### 経営耕地の取り扱い方

- (1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、全て借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕作を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (3) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (4) 委託者が、収穫物の全てをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (5) 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している農家」の経営耕地（借入耕地）とした。
- (6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。
- (7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。
- (8) 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作(出作)している耕地でも、全てその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

#### 耕地の取扱い方

- (1) 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ（斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。）、残りの部分については耕地以外の土地とした。
- (2) 災害や労力の都合などで調査期間前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。  
しかし、ここ数年の間に再び耕作する明確な意思のない土地は耕地とはせず、耕作放棄地とした。
- (3) 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに1回も作付けしていなければ耕地とはしなかった。
- (4) 宅地内でも1a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。
- (5) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。ただし、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、きのこ栽培専門のものの敷地は耕地とはしなかった。
- (6) 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。  
なお、施肥・補はんなどの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。

	<p>(7) 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。</p> <p>(8) 植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。</p> <p>(9) 肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地とした（刈敷程度は肥培管理とみなさない。）。</p>
田	<p>耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。 水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけでなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。</p> <p>(1) 陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地やたん水のためビニールを張り水稻を作っている土地）も田とした。</p> <p>(2) ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地とした。 また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑とした。 なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいでいる土地は、たとえ水稻を作っている畑とした。</p>
稲を作った田	食用又は飼料用の稲を作った田をいう。
食用	稲を作った田のうち、食用（主食用米、加工用米及び米粉用米）の稲を作った田をいう。
飼料用	稲を作った田のうち、飼料用（ホールクroppサイレージ（WCS）用稲、飼料用米、飼料用の青刈り稲など）の稲を作った田をいう。 なお、飼料用以外の青刈り稲は稲以外の作物に含めた。
二毛作した田	食用又は飼料用の稲を作った田のうち、二毛作（裏作）をした田をいう。
稲以外の作物だけを作った田	稲以外の作物だけを作った田をいう。 なお、飼料用以外の青刈り稲等、食用と飼料用以外の用途で稲を作った田はここに含めた。
何も作らなかった田	災害や労働力不足、転作などの理由で、過去1年間全く作付けしなかったが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある田をいう。 なお、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕作放棄地として、ここには含まない。
畑	耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。 なお、焼畑、切替畑（林野で抜根せず、火入れにより作物を栽培する畑及び畑と山林を輪番し、切り替えて利用する畑）など不安定な土地も畑とした。
普通作物を作った畑	畑のうち、飼料用作物だけを作った畑、牧草専用地及び何も作らなかった畑を除く全てのもので、通常、草本性作物又は苗木等を栽培することを常態とするものをいう。
飼料用作物だけを作った畑	飼料用作物や牧草のみを栽培した畑をいう。 なお、牧草と輪作している畑はここに含め、牧草だけを継続して作った畑は、「牧草専用地」とした。

牧草専用地	<p>牧草だけを継続的に栽培している土地をいう。</p> <p>(1) 牧草のは種後何年経過していても、施肥及び補はんなどの肥培管理をしていればここに含めた。</p> <p>(2) 草地造成により造成した牧草地を含めた（この場合の造成草地とは、牧草のは種を完了したものをいう。）。</p> <p>ただし、共有及び公有の造成草地で割地されていないものは除いた。</p>
何も作らなかつた畑	<p>災害や労働力不足などの理由で、過去1年間全く作付けしなかったが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある畑をいう。</p> <p>なお、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕作放棄地として、ここには含まない。</p>
樹園地	<p>木本性周年作物を定期的に又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1a以上まとまっているもの（一定の畝幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。</p> <p>花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めた。</p> <p>なお、樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。</p>
所有耕地	<p>所有耕地＝所有地（田、畑、樹園地）－耕作放棄地</p>
借入耕地	<p>他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。</p>
貸付耕地	<p>他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。</p>
耕作放棄地	<p>以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地をいう。</p>
耕地以外で採草地・放牧地として利用した土地	<p>保有又は借り入れている山林、原野、耕作放棄地等で、過去1年間に飼料用や肥料用に採草したり、放牧又はけい牧地として利用した土地のことをいう。</p>

### 3 販売目的の作物

販売目的の作物	<p>販売を目的で作付け（栽培）した作物であり、自給用のみを作付け（栽培）した場合は含めない。</p> <p>また、販売目的で作付け（栽培）したものを、たまたまその一部を自給向けにした場合は含めた。</p>
作付面積	<p>は種又は植付けしてからおおむね1年以内に収穫され、複数年にわたる収穫ができない非永年性作物を作付けた面積をいう。</p>
栽培面積	<p>一度はは種又は植付け後、数年にわたって収穫を行うことができる永年性作物を栽培した面積をいう。</p>

### 4 販売目的の家畜

乳牛用	<p>現在搾乳中の牛（乾乳中の牛を含む。）のほか、将来搾乳する目的で飼っている牛、種牛（種牛候補を含む。）及びと殺前に一時肥育している乳廃牛をいう。</p> <p>なお、肉用として肥育している未經産牛や肉用のおす牛、産後すぐ（1週間程度）に肉用として売る予定の子牛は、ここには含めずに肉用牛に含めた。</p>
-----	--

肉用牛	<p>肉用を目的として飼養している乳用牛以外の牛をいう。</p> <p>乳用牛、肉養牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によって区分しており、乳用種のおすばかりでなく、子取り用のめす牛や未經産のめす牛も肥育を目的として飼養している場合は肉用牛とした。</p>
和牛と乳用種の交雑種	<p>乳用種のめすに肉用種のおすを交配し生産された、いわゆるF1牛をいう。</p> <p>なお、F1牛のめすに肉用種のおすを交配し生産されたF1クロス牛も含む。</p>
豚	<p>自ら肥育し、肉用として販売することを目的に飼養している豚及び子取り用に飼養している6か月齢以上のめす豚をいう。</p>
採卵鶏	<p>卵の販売目的で飼養している鶏（ひなどりを含む）をいう。</p> <p>種鶏やブロイラー、愛玩用の東天紅・尾長鳥・ちゃぼなどは含まない。</p> <p>なお、廃鶏も調査期日現在でまだ飼養していれば、便宜上ここに含めた。</p>
ブロイラー	<p>当初から食用に供する目的で飼養し、原則としてふ化後3か月未満で肉用として出荷した鶏をいう。</p> <p>肉用種、卵用種は問わない。</p>

## 5 農産物販売金額

農産物販売金額	<p>肥料代、農薬代、飼料代等の諸経費を差引く前の売上金額（消費税を含む。）をいう。</p>
---------	--

## 6 農業労働力

経営者・役員等	<p>その農業経営に責任を持つ者をいい、農産物の生産又は委託を受けて行う農作業の時期の決定や、作物及び家畜の出荷（販売）時期の決定といった、日常の農業経営における管理運営の中心となっている者をいう。</p> <p>会社等における経営の責任者や役員、集落営農や協業経営の場合は構成員等をいうが、農業経営に対する出資のみ行っていて、実際の仕事に従事していない者は含まない。</p>
雇用者	<p>農業経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」（手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。）の合計をいう。</p>
常雇い	<p>主として農業経営のために雇った人で、雇用契約（口頭の契約でもかまわない。）に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人（期間を定めずに雇った人を含む。）をいう。</p>
臨時雇い	<p>日雇い、季節雇いなど農業経営のために臨時雇いした人で、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。</p> <p>なお、農作業を委託した場合の労働は含まない。</p> <p>また、主に農業経営以外の仕事のために雇っている人が農繁期などに農業経営のための農作業に従事した場合や、7か月以上の契約で雇った人がそれ未満で辞めた場合を含む。</p>

## 7 農作業の受託

農作業の受託	<p>自分の持っている機械（借入れを含む。）を使って他者の農作業を個人的に請け負ったものと、複数の農家の組織活動として請け負ったものの両方を含む。</p>
--------	---

水稻作作業の受託

全作業受託とは、同一の世帯又は組織から水稻作の育苗から乾燥・調製までの全作業を受託したことをいい、経営を委託されたものは含まない。  
部分作業受託とは、水稻作の育苗、耕起・代かき、田植、防除、稲刈り・脱穀、乾燥・調製のうち、1種類以上の作業について受託したことをいう。

さとうきび作作業の受託

全作業受託とは、同一の世帯又は組織からのさとうきび作の耕起・整地から収穫までの全作業を受託したことをいい、経営を委託されたものは含まない。  
部分作業受託とは、さとうきび作の耕起・整地、植付け、中耕・培土、防除及び収穫のうち、1種類以上の作業について受託したことをいう。

## 8 農業用機械

所有台数

機械の購入者だけではなく、実際に機械を管理している者をその機械を所有している者とみなした。  
また、数戸で共有している機械で、現在、調査客体が保管・管理している機械も含めた。

## 9 農業経営の取組

農業生産関連事業

「農産物の加工」、「消費者に直接販売」、「観光農園」、「農家民宿」等の農業生産に関連した事業をいう。

農産物の加工

販売を目的として、自ら生産した農産物をその使用割合の多寡にかかわらず用いて加工していることをいう。

消費者に直接販売

自ら生産した農産物やその加工品を直接消費者に販売している（インターネット販売を含む。）場合や、消費者と販売契約して直送しているものをいう。

貸農園・体験農園等

所有又は借り入れている農地を、第三者を経由せず、農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ているものをいう。  
なお、自己所有耕地を地方公共団体・農協が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含まない。

観光農園

農業を営む者が、観光客等に、ほ場において、自ら生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験又は観賞させて代金を得ている事業をいう。

農家民宿

農業を営む者が、旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき都道府県知事の許可を得て、観光客等を宿泊させ、自ら生産した農作物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し代金を得ている事業をいう。

農家レストラン

農業を営む者が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき都道府県知事の許可を得て、不特定の者に自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し代金を得ている事業をいう。

海外への輸出

農業を営む者が、農産物を輸出しているものをいう。

農業生産関連事業収入

農業生産に関連した事業における諸経費を差し引く前の売上合計金額（消費税を含む。）をいう。  
なお、消費者に直接販売した売上高は含まない。



環境保全型農業	地域の慣行（地域で従来から行われている方法をいう。以下同じ。）に比べて農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、堆肥による土作りを行うなど、環境に配慮した農業をいう。
化学肥料の低減	化学肥料を使用しない、又は地域の慣行と比較して、化学肥料の投入量や回数の低減に取り組んだ場合をいう。
農薬の低減	農薬を使用しない、又は地域の慣行と比較して、農薬の投入量や回数の低減に取り組んだ場合をいう。
堆肥による土作り	堆肥を耕地に還元して土作りを行った場合をいう。
農業以外の業種からの資本金・出資金の提供を受けている	農業組合法人又は会社法人の農業経営体が、農業以外の業種から資本金や出資金の提供を受けている場合をいう。 なお、資本金・出資金の提供を外部から受けている場合を含むが、例えば、建設会社が自ら農業経営（農作業の受託のみの場合を含む。）を行い、建設業と農業経営を併せて行っている場合は含まない。
建設業または運輸業	日本標準産業分類の大分類に示す「D－建設業」又は「H－運輸業、郵便業」に該当する業種（例えば、土木関係の会社、鉄道会社、運送会社、宅配業者等）をいう。
飲食料品関連の製造業・サービス業	日本標準産業分類の大分類に示す「E－製造業」のうち、中分類「09－食料品製造業」（例えば、食品加工会社など）及び中分類「10－飲料・たばこ・飼料製造業」（小分類106 飼料・有機質肥料製造業を除く。）並びに「M－宿泊業、飲食サービス業」（例えば、旅館、ホテル、飲食店など）に該当する業種をいう。
飲食料品関連の卸売・小売業	日本標準産業分類の大分類に示す「I－卸売業、小売業」のうち、中分類「50－各種商品卸売業」、「52－飲食料品卸売業」、「56－各種商品小売業」及び「58－飲食料品小売業（例えば、総合商社、スーパー、コンビニエンスストア、八百屋、魚屋、酒屋など）に該当する業種をいう。
飲食料品関連以外の製造業	飲食料品関連の製造業に該当しない製造業に該当する業種をいう。
飲食料品関連以外の卸売・小売業	飲食料品関連の卸売業及び小売業に該当しない卸売業及び小売業に該当する業種をいう。
医療・福祉・教育関連	日本標準産業分類の大分類に示す「O－教育、学習支援業」（例えば、学校、学習塾、図書館、美術館など）及び「P－医療、福祉」（例えば、病院、整体、鍼灸院、老人ホーム、介護施設、障害者支援施設など）に該当する業種をいう。
その他	廃棄物処理業、不動産業、旅行業、建物サービス業及び労働者派遣業など、上述の「建設業または運輸業」から「医療・福祉・教育関連」までの業種以外に該当する全ての業種をいう。

## 【販売農家】

### 1 主副業別

主業農家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
準主業農家	農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
副業的農家	調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。

### 2 専兼業別

専業農家	世帯員の中に兼業従事者（調査期日前1年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は自営農業以外の自営業に従事した者）が1人もいない農家をいう。
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。
生産年齢人口	15～64歳の者の人口をいう。

### 3 農業労働力

農業後継者	15歳以上の者で、次の代でその家の農業経営を継承する者をいう（予定者を含む。）。
経営方針の決定 参画者（経営者 を除く。）	経営者以外で、調査期日前1年間に自営農業に関する次のいずれかの決定に参画した世帯をいう。 (1) 生産品目や飼養する畜種の選定・規模 (2) 出荷先 (3) 資金調達 (4) 機械・施設などへの投資 (5) 農地借入 (6) 農作業受託（請負） (7) 雇用及びその管理
世帯員	原則として住居と生計を共にしている者をいう。出稼ぎに出ている人は含むが、通学や就職のためよそに住んでいる子弟は除く。 また、住み込みの雇人も除く。
農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。

農業専従者	農業従事者（自営農業に従事した世帯員）のうち、調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。
農業就業人口	農業従事者のうち調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者、農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち自営農業が主の者の人口をいう。
基幹的農業従事者	農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員）のうち、ふだん仕事として主に農業に従事している者をいう。

(参考) 世帯員の就業状態区分

区 分		仕事への従事状況			
		自営農業のみに従事	農業とその他の仕事の両方に従事 自営農業従事日数が多い	その他の仕事への 従事日数が多い	その他の仕事 のみに従事
ふだんの 主な状態	仕事 が主	基幹的農業従事者		農業従事者	
	主に自営農業	農業就業人口			
	主に他に勤務				
	主に農業以外の自営農業				
	主に家事・育児				
	主に学生				
その他					

## 【林業経営体】

### 1 保有山林の状況

所有山林	実際に所有している山林をいう。 なお、登記は済んでいないものの、実際に相続している山林や購入した山林を含む。 また、共有林などのうち、割り替えされない割地（半永久的に利用できる区域）があれば、それも含めた。
貸付山林	所有山林のうち、山林として使用するため他者が地上権の設定をした山林、他者に貸し付けている土地又は分収（土地所有者と造林者が異なり、両方で収益を分配するもの）させている山林をいう。
借入山林	単独で山林として使用するため地上権を設定した他人の山林、他者から借りている山林又は分収している山林をいう。
保有山林	保有山林＝所有山林－貸付山林＋借入山林

### 2 林産物の販売

林産物の販売を行った	過去1年間において、保有山林から生産・採取された林産物（立木を購入して生産した素材、栽培きのご類、林業用苗木などを除く。）を販売し、又は自ら営む製材業などに仕向けた場合をいう。
------------	--

用材	機種を問わず、製材用丸太、パルプ用材、合板用材、電柱用材、土木用材、抗木、まくら木、農用等に用いられる木材をいう。
立木で	立木のまま販売したものをいう。
素材で	立木を伐倒し、所定の長さに切断した丸太あるいは、切断した後で運搬を容易にするために四面をとった丸太（そま角）にして販売したものをいう。
ほだ木用原木	保有山林からの材木を、しいたけ、なめこなどを生産するほだ木用の原木として販売したものをいう。
特用林産物	保有山林から生産又は採取し販売したもののうち、用材、ほだ木用原木を除く林産物をいう。 主な特用林産物は、薪炭原木、竹材、樹実、樹皮、葉、樹根、天然性のきのこやたけのこなどである。

### 3 林業作業

植林	山林とするために、伐採跡地や山林でなかった土地に苗木の植付け、種子のまき付け、挿し木などを行うことをいう。
下刈りなど	林木の健全な育成のために行う下刈り、除伐、つる切り、枝打ち、雪起こしなどの植林から間伐までの保育作業をいう。 なお、作業を年2回以上同一区画で行った場合あるいは同一区画で別々の作業を行った場合の面積は、実面積とした。
間伐	林木を健全に成長させるため、立木密度を調整し、劣勢木、不用木など林木の一部を伐採することをいう。 このうち、間伐材を林外に運搬し他に利用した場合は利用間伐、間伐材を林内に放置したままにした場合は切捨間伐とした。
主伐	一定の林齢に生育した立木を、用材等で販売するために伐採（被害木の伐採は含まない。）することをいう。 なお、主伐には、一度に全面積伐採する皆伐と、区画内の立木を何回かに分けて抜き切りする択伐があるが、択伐の場合であっても、面積は、伐採した全体の区画とした。
林業作業の受託	他者の林業作業（立木買いによる素材生産を含む。）を請け負うことをいう。

### 4 素材生産

素材生産量	素材とは丸太のことをさし、原木ともいう。 丸太の体積を表し、一般的には立方メートル（ $\text{m}^3$ ）の単位で表示する。 なお、立木買いによる素材生産量を含む。
立木買いによる素材生産	立木を購入し、伐木して素材のまま販売することをいう。

## 【総農家・林家等】

### 1 総農家

農家	<p>調査期日現在で、経営耕地面積が10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10 a 未満であっても、調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。</p> <p>なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。</p>
販売農家	<p>経営耕地面積が30 a 以上又は調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。</p>
自給的農家	<p>経営耕地面積が30 a 未満かつ又は調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。</p>
土地持ち非農家	<p>農家以外で耕地及び耕作放棄地を合計で5 a 以上所有している世帯をいう。</p>
農業生産を行う組織経営に参加・従事	<p>集落営農などの農業生産を行う組織経営体（農業サービスを行う組織経営体を除く。）に参加し、かつ、組織の活動に従事していることをいう。</p>
農業経営体である農業生産法人	<p>農業経営体のうち、農業生産法人に該当する経営体をいう。</p> <p>なお、平成28年4月1日からの改正法の施行に伴い、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業経営を行うために農地を取得できる法人の呼称は、「農業生産法人」から「農地所有適格法人」に変更された。</p>
農業生産等を行う組織経営体	<p>農業経営体のうち、調査期日現在で10 a 以上の経営耕地を有するか、あるいは経営耕地面積が10 a 未満であっても、調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が15万円以上（旧農家以外の農業事業体の定義に該当する。）であった組織経営体をいう。</p> <p>農業生産等を行う組織経営体は、経営目的により次の3区分とした。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 販売目的 農産物の販売により農業収入を得ることを直接の目的とするものをいう。会社等が内部の加工場に原料を供給することを目的とするものも含める。 なお、この場合、加工そのものは農業としない。</li><li>(2) 牧草地経営 牧草を栽培することにより、家畜の預託事業を営むことを目的とする預託牧場及び農家等が共同して牧草を栽培し、共同で採草・放牧に利用することを目的とする共同利用牧草・放牧場をいう。また、集落営農、農事組合法人等が同様の目的で採草する場合も含める。</li><li>(3) その他 販売目的及び牧草地経営以外のもので、試験研究等を目的とするもの（会社等の実験農場も含む。）をいう。</li></ol>
農作業受託のみを行う経営体	<p>農業経営体のうち、農家等から委託を受けて農作業を行う経営体をいう。具体的には、農作業の受託（構成員からの員内受託を含む。）を行っている農業生産組織、農協等が農作業の受託を行うために運営している育苗センター、ライスセンター、選果・選別場等であって、調査期日現在で10 a 以上の経営耕地を有さず、かつ、調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が15万円未満の経営体をいう。</p>

林業作業受託を行う経営体

林業経営体のうち、委託を受けて育林又は素材生産を行う経営体又は立木を購入して素材生産を行う経営体をいう。具体的には、調査期日前1年間に委託を受けて育林を行ったもの及び委託を受けて又は立木を購入して素材生産を行うものであって調査期日前1年間における素材生産量が200m<sup>3</sup>以上のものをいう。

## 2 林家

林家

調査期日現在の保有山林面積が1ha以上の世帯をいう。

## 7 問い合わせ先

この報告書についてのお問い合わせ等は、下記までお願いします。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
奈良県総務部知事公室統計課 生活・産業統計係  
電話 0742-27-8452

### ○数値の比較について

2005年農林業センサス及び2010年世界農林業センサスでは、同一の世帯内で複数の者がそれぞれ独立した経営管理又は収支決算の下に農業経営又は林業経営を行い、それぞれの経営が「農林業経営体」の規定のいずれかに該当する場合、それぞれを別の農林業経営体として調査を実施し、農林業経営体数としてカウントしていたが、2015年農林業センサスでは、調査対象者の負担軽減のため、複数の経営を有する世帯を1つの農林業経営体として調査を実施しカウントするように変更したため、留意する必要がある。